

【報告の概要】

◆専決内容の主旨・目的

地方税法等の一部を改正する法律等が、令和4年3月31日までに公布予定であることから、本条例の一部改正を専決処分により行うもの。

◆専決内容の概要

課税限度額の見直し

○保険税の負担の公平性を図る観点から、高所得者層の限度額を引き上げるもの。

国保税構成要素	課税限度額		増減
	改定前	改定後	
医療分基礎課税額	63万円	65万円	+2万円
後期高齢者支援金等課税額	19万円	20万円	+1万円
介護納付金課税額	17万円	17万円	－
合計	99万円	102万円	+3万円

◆施行日 令和4年4月1日

【政策等の背景・報告までの経過】

- ・令和3年12月24日 令和4年度税制改正の大綱 閣議決定
- ・令和4年2月 宮津市国民健康保険運営協議会へ諮問・答申
- ・令和4年3月末 地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令
公布予定

【市民参加の状況】

- ・宮津市国民健康保険運営協議会へ諮問

【政策等の効果及び費用】

<参考>

- 課税限度額の見直しに伴う影響
⇒ 27世帯 約38万円の税額増

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

税務・国保課 国保年金係
(45-1616)

添付資料

・地方税法施行令の一部改正に伴う「宮津市国民健康保険税条例の一部改正」の概要

